

○会社法

平成二十九年、一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展等の環境化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成二九・八・三法六二)附則二条(平成二九・六・二まで二施行)

第九四三事由

第九四三事由(住書略)

一 この節の規定若しくは農協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二十第十項及び第六十六条の四第六項、公認会計士法第三十条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費者生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第二十六条第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三十二条第七項(輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)第二十條並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)第五十五条の二十三第二項及び第四十七条第一項において準用する場合を含む)、弁護士法(昭和二十二年法律第二百五十五号)第三十条の二十八第六項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第五十五条第三項、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第四十条の二第六項、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十一條第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十一条第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む)及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項(同法第四十九条の二第二項において準用する場合を含む)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百一十八号)第八十七条の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五条第六項(同法第十九条の六において準用する場合を含む)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十六号)第五十五条第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十一条の四第四項、技術研究組合法(昭和三十一年法律第八十一号)第十八条第八項、農業信用保証保険法(昭和三十一年法律第一百四号)第四十一条の二第五項、同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八

十九号)第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二及び第七十七条第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百九十四条第四項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十二条の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三号以下この節において、電子公告関係規定と総称する)において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者(二・三略)